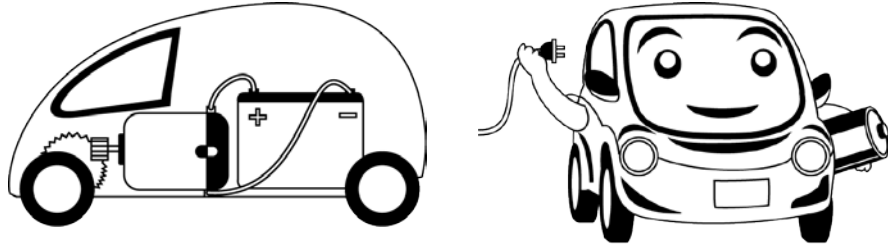


2019 年度

戸田市電気自動車等導入費補助金制度



環境への負荷が低い電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進及び大気汚染防止に寄与することを目的とした補助制度です。

受付期間 (※)	導入着工予定日	実績報告書 提出期限
2019年4月 2日から 2020年1月31日まで	2019年4月17日から 2020年2月28日まで	2020年 2月28日

(※) 申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了となります。

(※) 導入着工予定日の2週間前までに申請してください。

提出先及び問い合わせ先

戸田市環境課 環境政策担当 (市庁舎3階29番窓口)

TEL : 048-441-1800 (内線344・377)

FAX : 048-433-2200

Eメール : kankyo@city.toda.saitama.jp

受付時間 : 8:30~12:00, 13:00~17:15 (土日祝日及び年末年始を除く)

1. 対象者

- (1) 1年以上市内に住所を有する市民
 - (2) 1年以上市内で事業を行っている事業者
- ※いずれも市税を完納していること

2. 補助対象

1	電気自動車 (EV)	電池によって駆動する電動機を原動機とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定されている4輪以上の自動車であり、自動車車検証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されており、かつ、リチウムイオン電池を搭載し、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を有する定格出力10kW以上の電気自動車用充電設備（以下「急速充電設備」という。）の利用が可能なもの
2	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	エネルギー回生機能を有する4輪以上のハイブリッド自動車であり、外部からの充電が可能なもの
3	燃料電池自動車 (FCV)	水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、発生した電気によって駆動する電動機を原動機とする自動車であり、自動車車検証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されているもの
4	据置型電気自動車等充給電設備 (V2H)	電気自動車等から住宅等へ電気を供給する機器のうち、住宅等の分電盤に連結する据置型のもの

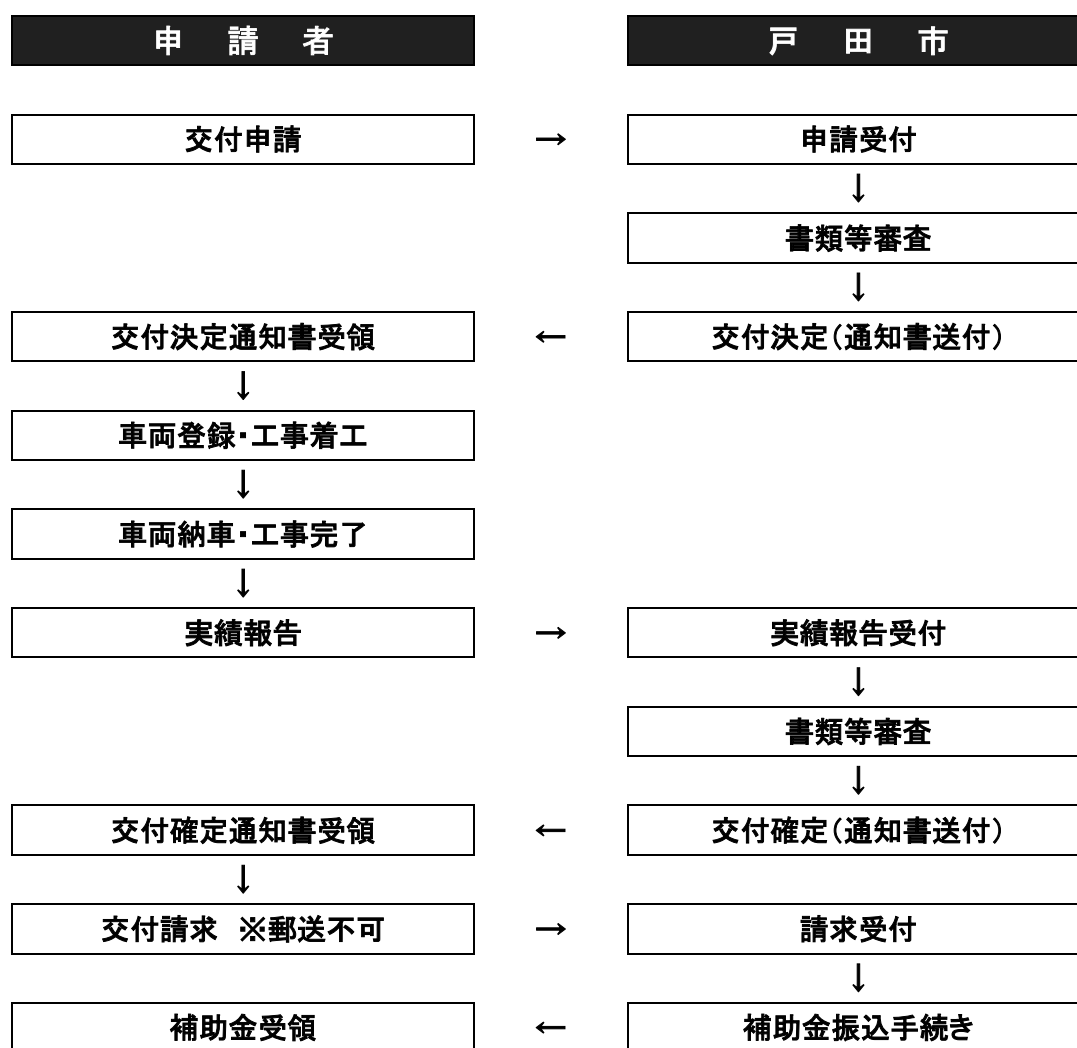
3. 補助額等

	補助対象	補助金の額	備考
1	電気自動車	15万円	過去5年以内に当補助金を受けていないこと
2	プラグインハイブリッド自動車	10万円	
3	燃料電池自動車	50万円	
4	据置型電気自動車等充給電設備	5万円	

※1～3までの自動車については新たに初度登録するもので、自動車車検証の所有者又は使用者の名義が申請者となり、使用の本拠の位置が戸田市内となることを条件とする。

※申請日から過去5年以内に本補助制度を活用して電気自動車等の導入を行った方は補助対象外とする。なお、1～3までの自動車と4の据置型電気自動車等充給電設備との同時導入は可能。

4. 申請手続きの流れ



※書類審査等で現地調査を行う場合があります。

5. 申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、申請受付期間内で、かつ車両登録又は工事着工の2週間前までに次の申請時提出書類を提出してください。

- ①申請書作成の際には、記載例を必ず確認してください。
- ②申請書や同意書等、提出書類は申請者本人が記入し、すべて同一の印鑑（シヤチハタ不可）にて押印してください。
- ③申請時提出書類は、原則申請者本人の名義（連名不可）となります。
- ④そのほか、必要に応じて追加の提出書類が必要となる場合があります。

6. 申請時提出書類

※書類は原則郵送不可ですが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合にのみ、郵送でも提出可能です。

【共通】

- (1) 補助金等交付申請書（様式）
- (2) 同意書（様式）
- (3) 導入費用が明記されている見積書等
※車名、型式、導入費用の内訳（車両本体価格、オプション価格や税金等諸費用などの内訳（充給電設備では機器費用や工事費用などの内訳））等の記載があるもの
※導入費用とは、値引きがある場合は値引き後の金額となります。
- (4) 電気自動車等の規格が分かるカタログ等

【リース契約の場合】

- (5) リース契約書 ※リース期間が3年以上あること

【据置型電気自動車等充給電設備の場合】

- (6) 導入設置工事の場所を示す平面図（工事図面など）及び工事前の現地写真

7. 実績報告手続き

補助金の決定通知を受けた方は、電気自動車等の車両登録、納車（据置型電気自動車等充給電設備の場合は導入工事）の完了、対象経費の支払いが終了しましたら、実績報告書提出期限までに、次ページの「実績報告時提出書類」を揃え、提出してください。

（注）

- ①実績報告書を作成する際には、記載例を必ず確認してください。
- ②実績報告書等、提出書類は必ず申請者本人が記入し、申請書及び同意書と同一の印鑑にて押印してください。
- ③そのほか、必要に応じて追加の提出書類が必要となる場合があります。
- ④実績報告書提出期限までに提出書類を提出されなかった場合、補助金が交付されない場合があります。

8. 実績報告時提出書類

※書類は原則郵送不可ですが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合にのみ、郵送でも提出可能です。

【共通】

- (1) 補助事業等実績報告書（様式）
- (2) 電気自動車等の導入費用に係る領収書等とその内訳書の写し
※車両本体価格、オプション価格や税金等諸費用などの内訳（充給電設備では機器費用や工事費用などの内訳）が記載されているもの
※導入費用とは、値引きがある場合は値引き後の金額となります。

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車の場合】

- (3) 自動車車検証の写し

【据置型電気自動車等充給電設備の場合】

- (4) 導入設置工事完了後の写真

9. 交付請求手続き

補助金の確定通知を受けた方は、請求書を提出してください。

※書類は郵送不可です。

(注)

- ①振込先は、申請者名義の口座であることを確認してください。
- ②請求書は申請者本人が記入し、申請書等と同一の印鑑にて押印してください。
- ③2020年3月31日までに請求書を提出されなかった場合、補助金が交付されない場合があります。

10. 注意事項

- ①申請日から過去5年以内に、本補助制度を活用して電気自動車等の導入を行った方は補助対象外となります。なお、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を含む。）と据置型電気自動車等充給電設備（V2H）との同時導入は可能です。
- ②リースの場合、リースにて車両を導入する方が補助対象（申請者）となります。リース事業者を申請者とすることはできません。
- ③当補助金で申請対象としたものに対し、戸田市で行う別の補助金を受ける場合は補助対象外となります。戸田市以外が実施する補助金との併用は可能ですが、補助金等の収入額と補助金交付額の合計が補助対象経費（導入費用）を超えることはできません。

Q & A

①申請時に使用した印鑑がわからない、又は紛失した場合は。

⇒申請書等と照合いたしますので、お心当たりのある印鑑をご持参ください。
紛失の場合は別途ご相談ください。

②対象の導入（工事）の変更あるいは中止の場合は。

⇒導入（工事）の変更は、追加で書類を提出いただく場合がありますので、環境課へご相談ください。また、導入（工事）の中止の際には「取下書」をご提出ください（様式はホームページにてダウンロード可能）。

③申請は先着順か。

⇒先着順となります。複数件が同時に提出され、予算を超えた場合は原則抽選となり、残額によっては交付額が満額にならない場合があります。

その他、不明点は環境課へお問い合わせください。